

令和7年度札幌市付加価値の高い観光コンテンツ事業補助金 公募要領

1 事業の目的

札幌ならではの観光資源を活用し、札幌市外からの観光客が行き先として札幌を選ぶことが期待される付加価値の高い観光コンテンツ事業に関し、予算の範囲内において、その経費の一部として補助金を交付します。

2 応募資格

本事業の応募にあたっては、下記(1)～(7)の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 札幌市税の滞納がないこと。
- (3) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は更生手続きを行っている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者ではないこと。
- (5) 補助事業の実施に関し、法令に違反していないこと。
- (6) 重大又は悪質な法令違反をしていないこと。
- (7) 今後、上記(1)～(6)に該当しなくなったときは、遅滞なく報告すること。

3 応募期間及び事業実施期間

本事業の応募期間及び事業実施期間は下記(1)・(2)のとおりです。

- (1) 応募期間
令和7年5月9日（金曜日）～令和7年6月2日（月曜日）12時
- (2) 事業実施期間
交付決定日～令和8年2月28日

4 応募対象事業

下記(1)～(9)の要件をすべて満たし、ツアー、体験等の観光コンテンツを造成・実施する事業を募集します。

- (1) 新規事業又は既存事業のレベルアップ事業であること。
- (2) 札幌市の他の事業又は国や北海道など他の公共的団体による補助等を受けていないこと。
- (3) 事業を実施する札幌市の会計年度の属する2月末日までに完了及び実施内容の報告が可能なものであること。
- (4) 札幌ならではの観光資源が活用され、観光客が行き先として札幌を選ぶことが期待される付加価値の高い観光コンテンツであること。
- (5) 札幌市外からの観光客を主なターゲットとした、札幌への誘客につながるプロモーションが実施されるものであること。
- (6) 観光消費額単価の増や観光閑散期の需要の底上げなどにより、札幌市に高い経済効果をもたらすことが期待できるものであること。
- (7) 事業計画や収支計画等が具体化されているものであること。
- (8) 持続可能な観光に寄与する取組であること。
- (9) 補助対象期間開始から3年以上の事業継続が前提となっているものであること。

【札幌市が求める観光コンテンツの具体的なイメージの一例】

- ・ 滞在日数の延長につながる夜間に開催される付加価値の高い体験であるもの
- ・ 札幌の特性や魅力を強く認知することができる付加価値の高い体験であるもの
- ・ 人気のある空間・場所において、占有や優先的提供を行う体験であるもの
- ・ 特別なガイド等とともに体験を行うもの
- ・ 消費単価が極めて高いインバウンドを対象とした体験であるもの
- ・ 通常とは異なる演出のもと等で飲食などを行うもの
- ・ 文化財をこれまでとは異なる形で活用するもの（宿泊・飲食の実現、ユニークベニユーでの展示等）
- ・ 異なる観光資源をこれまでに無い形で組み合わせるもの など

5 補助対象経費

補助金の対象となる経費は下記(1)~(4)とおりです。

- (1) 観光資源を活用した観光コンテンツの造成・実施に係る経費（事業費の50%以上とする。）
 - ・ ツアー、体験コンテンツ、旅行商品等の企画開発
 - ・ 名産品の企画開発
 - ・ 専門家からの意見聴取
 - ・ ガイドの育成
 - ・ 観光イベントの実施
 - ・ 共通クーポン券等の企画開発
 - ・ 造成した観光コンテンツに関するモニターツアーの開催
 - ・ インバウンド受入に係る他言語対応等
 - ・ 効果測定に必要な調査 など
- ※ 人件費は、観光コンテンツの造成・実施に必要な期間・時間のみ対象経費として計上することができます（工数単価算出の根拠を示す証憑等の提出が必要となる。）
- (2) 備品の購入・設備の導入に係る経費（コンテンツに直接用いるものに限る。）
 - ※ 観光コンテンツの造成に必要な備品の購入や設備の導入等に掛かる経費のみ対象経費として計上することができます。
- (3) 販路基盤整備・プロモーションに係る経費
 - ・ 造成した観光コンテンツを販売するために必要となる写真、動画、ホームページ、チラシ、パンフレット等、対外的な情報発信のための素材やツールの作成
 - ・ 造成した体験コンテンツのインバウンドも含めた販路拡大を目的とした販路基盤整備・プロモーション
 - ・ OTAサイトへの掲載
 - ・ 造成した体験コンテンツに関するfamトリップやインフルエンサーの招聘 など
- (4) その他、本市が特に認める経費

【補助対象外経費の例】

- ・ 本事業に直接関係のない経費
- ・ 交付決定前に発注・請求・支払いが発生した経費
- ・ 事業終了後に支払いが行われる経費
- ・ 新規又はレベルアップした観光コンテンツの造成を伴わないイベント開催に要する運営経費
- ・ 事業者における経常的な経費（事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、固定資産税、光熱水費、通信料等）
- ・ 土地及び建物の購入等に係る経費
- ・ 利用者が受益する、景品の購入や割引に係る経費
- ・ 食糧費、接待費、会食費等の個人消費的経費
- ・ 他の用途と併用となっている経費
- ・ 本事業期間以外も継続して設置される工作物等の工事請負費
- ・ 本事業における資金調達に必要なとなった利子

6 補助対象経費における消費税の扱いについて

税制上、補助金は消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となり、課税事業者である補助事業者に消費税を含む補助金が交付された場合、当該補助事業者が消費税の確定申告を行うことで、補助事業に係る課税仕入れに伴う消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金が重複しないよう、原則として補助対象経費には消費税額を含めないこととします。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあたっては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- (1) 消費税法における納税義務者とならない者
- (2) 免税事業者
- (3) 簡易課税事業者
- (4) 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人
- (5) 国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として事業を行う者
- (6) 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する者

7 補助金の交付額

補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1以内とし、1事業につき500万円を上限とします。ただし、補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

8 補助金の概算払

補助金の交付は、原則として「精算払」（事業が完了した後、領収証等を精査し、事業に要した経費額を確定した上で、補助金を交付）となりますが、例外的に「概算払」（交付決定額の範囲内で一部を概算で事業完了前に交付）ができます。

概算払を希望する場合は、札幌市に事前相談のうえ、交付決定日以降、資金が必要となるタイミングに合わせて、「概算払申請書」及び「収支計画書」（任意様式）を提出してください。なお、概算払の請求にあたっては、以下の点に留意してください。

- (1) 概算払の申請から実際に補助金が振り込まれるまでには、申請を受理した日（申請内容に不備があった場合には不備が解消された日）から2週間程度の時間がかかりますので、時間に余裕を持って申請するようにしてください。
- (2) 概算払の金額は、必要な金額に限られます。経費の支出スケジュールなどを考慮して、振込が見込まれる時期の支出の根拠をできるだけ具体的に示すようにしてください。
- (3) 事業完了後に領収証等を精査した上で確定する補助金額が、概算交付額を下回る場合は、その差額を返還していただきます。

9 事業計画の中途変更

補助金の交付決定後の事情により、交付申請時から事業計画を変更せざるを得なくなった場合には、「事業内容変更等申請書」(様式5)の提出が必要です。

札幌市が変更内容を審査し、事業の趣旨を逸脱しないものと判断された場合には、「事業内容変更等承認通知書」(様式6)を発行しますので、この発行日以降に変更後の計画に沿った事業運営を行うようにしてください。

札幌市の変更承認を受けないまま計画変更を行い、事業を運営したことが判明した場合には、補助金の交付決定を取り消すか、交付決定額の一部を減額することがあります。

なお、事業の根幹に影響のない軽微な変更の場合は、変更承認申請書の提出を省略できる場合がありますので、事前に札幌市に相談するようにしてください(事前相談が無いままの変更は認められません)。

【補助金の減額(利益分)について】

事業期間内に、補助対象となった観光コンテンツの造成・販売等に要した総費用(補助対象として申請しなかった経費や補助対象外経費等を含む。)に対して、当該補助対象となった観光コンテンツが直接的に生み出した売上(当該コンテンツに付属する売上は含まない。他の取組と併せて実施した場合は当該補助対象となった当該コンテンツの寄与分に限る。)が上回った場合、上回った利益分について、調整後に補助額から減額します(ただし、減額の上限を500万円とします)。

10 応募書類

(1) 補助金交付申請書(様式1) 1部

※ 事業の実施期間について、交付決定後速やかに事業開始予定という場合には、始期を「交付決定日」とご記載ください。

(2) 事業計画書(様式2) 8部

※ 様式に赤字で記載している注意書きを確認し、所定の様式により作成してください。

ア 事業計画書の補足資料として、「事業実施スケジュール」を作成し、提出してください。

イ 事業計画書の概要資料として、A4サイズ1枚で「事業概要」を作成し、提出してください。

(3) 事業収支予算書(様式3) 8部 ※ 補足資料を含む。

ア (収入の部) 欄には、「札幌市補助金」、「自己資金」、「協賛金」等を記載してください。

このとき、「札幌市補助金」と様式1の「補助金交付申請額」が一致するようにしてください。

※ 申請時点で「売上」の金額は確定していないことから、「売上」が生じる場合でも、記載は「自己資金」で統一してください。

イ (支出の部) 欄の項目には、原則、①観光資源を活用したコンテンツの造成に係る経費、②備品の購入・設備の導入に係る経費、③販路基盤整備・プロモーションに係る経費のいずれかを記載し、補助対象経費と補助対象外経費を分けて記載してください。補助対象経費については、実績報告の際に挙証書類が必要となります。なお、挙証書類の提出が困難な場合は個別協議となります。

ウ (支出の部) に記載されている内容は、補足資料の内容と合致するようにしてください。

エ (収入の部) と (支出の部) の合計欄は、同額としてください。

- (4) 申請者の現在事項全部証明書もしくは定款、会則、役員名簿及び組合員名簿等組織構成のわかるもの 1部
- (5) 申請者の直近の市税の納税証明書（指名願用） 1部
※ 納税義務がない場合、納税証明書の提出は不要ですが、疑義が生じた場合は納税証明書の提出を求める場合があります。
- (6) その他、本市が必要と認めるもの
※ 必要に応じて、本市より提出を指示する場合があります。

11 応募書類の提出

令和7年6月2日（月曜日）12時必着で、札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課宛に持参又は郵送（配達状況を確認できるものに限る。）により、応募書類を提出してください。また、「10 応募書類」のうち(1)～(3)（補足資料を含む。）については、紙媒体の提出と併せてPDFデータをCD・DVD又はメールにて提出してください。

12 審査委員会

補助対象事業者は、別途設置する審査委員会において、以下の評価項目及び補助の必要性等を勘案し決定します。

(1) 日時

令和7年6月上旬予定

(2) 評価項目（詳細な評価内容については、別表 評価基準を参照すること。）

- ア 事業目的・企画内容
- イ 実現性・持続性
- ウ 効果・目標の妥当性

13 実績報告

(1) 事業完了の報告

事業が完了した日から30日を経過した日又は令和8年2月28日のいずれか早い日までに、以下の書類を提出していただきます。

- ア 事業完了報告書（様式7）
- イ 事業実績報告書（様式8）

※ 販売等の実績とその属性（国籍、年齢など）、事業実施により生じた、又は今後生じる見込みの経済効果、事業目標の達成率などについて、具体的な数値を用いて記載していただきます。当初の予定及び結果を、分析も踏まえた上でご記載ください。

ウ 収支決算書（様式9）

エ 補助金の振込先口座情報（金融機関、支店名、預金種目、口座番号、口座名義）がわかる書類（通帳写し等）

オ その他、特に必要と認められる書類

※ 必要に応じて、本市より提出を指示する場合があります。

(2) 補助金の交付を受けた日の属する年度の4月1日から起算して3年間、各年度の3月31日までに、事業実績報告書（様式8）により報告してください。やむを得ない事情が生じた時は、別途ご相談ください。

(3) 補助金額の確定について

補助金額の確定には、収支決算書とともに、領収書等の挙証書類の提出が必要となります。

14 事業費の精算

補助金の交付は、原則として事業が完了した後、領収証など「事業の実施に係る支出を証する書類」を精査し、要した経費額を確定した上で、補助金を交付するものです。

補助対象経費を確定するため、事業完了報告書の提出と同時に、領収証や振込伝票の写しを提出しなければなりません。

領収証には、以下の内容の記載が必要です。

- (1) 領収証の名宛人（補助金の申請者と同一であること）
- (2) 支払金額
- (3) 支払日
- (4) 但し書き（支出の内容が明示されていること。）

支出の目的・内容が領収証から分からない場合、追加で請求書や納品書などをご提出いただきます。

領収書等はどの費目の領収書なのかが分かるよう、領収書を全てコピーし、番号を記載の上、順番通りに揃えて提出してください。

<記載・提出イメージ>

経費一覧					
団体名 A実行委員会					
取組名称 観光需要促進キャンペーン					
No.	費目	日付	・・・	額面	対象経費
1	●●			30,000	30,000
2	○○				
3	△□				
4	★□				

領収書 (写)	No. 1
	令和7年●月●日
A実行委員会 様	
30,000 円	
●●代として	印
株式会社◆□□	

また、口座振込の場合は、1 出金（又は1 入金）で1 行の記帳とし、複数の支払いがまとめて記帳されることのないようにしてください。さらに、口座の入出金については、全て取引明細を残すようにしてください。

なお、事業完了報告前には、全ての補助対象経費の支払いを終えていなければなりません。資金が不足していることを理由に補助金を先に交付することはできませんので、補助金の概算払を計画的に利用してください。

15 その他

(1) 情報の公開

補助が決定した事業については、申請者名、事業名、事業概要等を公表する場合がありますので、あらかじめ了承のうえ応募してください。

(2) 他の補助制度との関係

国、北海道、札幌市など、他の補助（助成金、委託費）等による財政的支援を受けている事業（予定を含む。）については、交付申請を行うことはできません。なお、採択後に他の支援を受けていることが判明した場合は、決定を取り消す場合があります。

(3) 財産の管理及び処分の制限

取得価格又は効用の増加額が50万円以上の財産で補助事業により取得又は効用が増加したものについては、備品台帳（様式11）を設け、保管状況を明らかにし、台帳は補助事業の完了日の属する札幌市の会計年度の終了後5年間保存してください（補助事業の完了の年の翌年から起算して5年以内、または「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過することになるまでの期間のいずれか早い日までにおいて、取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を返還していただく場合がありますので、事前に札幌市に報告するようにしてください。）。

(4) 書類の整備

補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、支払いを証する書類を添付した上で、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度4月1日から起算して5年間保管してください（補助事業実施期間及び前項に定める期間において、市長から要請を受けたときは、補助金に係る書類の全部又は一部の写しを速やかに提出してください。）。

16 全体スケジュール

令和7年5月9日（金曜日）	公募開始
令和7年6月2日（月曜日）12時	提出締切
令和7年6月上旬	審査委員会（応募件数により書面審査を検討）
令和7年6月上・中旬	交付決定、事業開始
令和8年2月末日	事業終了、事業実績報告

別表 評価基準

- ・評価基準点：5点：非常に優秀 4点：優秀 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る
- ・評価点：「評価基準点×係数」により求める

評価項目	評価内容	係数	評価点
事業目的・ 企画内容	札幌ならではの観光資源が活用され、観光客が行き先として札幌を選ぶことが期待されるような、観光客のニーズを把握した付加価値の高い観光コンテンツであるか。	4	20
	観光資源の磨き上げ、ガイドの活用など、付加価値を高める取組が十分に行われているものであるか。	3	15
	札幌市外からの観光客を主なターゲットとした、札幌への誘客につながるプロモーションが実施されるものであるか。	4	20
	観光消費額単価の増や観光閑散期の需要の底上げなどによって、札幌市に高い経済効果をもたらすことが期待できるものであるか。	3	15
実現性・ 持続性	事業計画や収支計画等が具体化されており、事業の実施に必要な体制となっているか。	2	10
	持続可能な観光に寄与し、補助期間終了後もコンテンツの販売又は継続的な実施が前提とされたものとなっており、補助期間開始から3年間の事業計画や収支計画等が妥当であるか。	2	10
効果・目標 の妥当性	事業効果の指標や目標の設定において検証が可能であり、妥当であるか。	2	10